

議案第1号

恵庭市議会委員会条例の一部改正について

恵庭市議会委員会条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成29年5月19日提出

恵庭市議会議員 大野憲義 早坂貴敏 野沢宏紀  
猪口信幸

記

恵庭市議会委員会条例の一部を改正する条例

恵庭市議会委員会条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、7人」を「、6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市議会委員会条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（議会運営委員会の設置）</p> <p>第4条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>7人</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第5条～第30条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（議会運営委員会の設置）</p> <p>第4条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第5条～第30条（略）</p>